

カート競技に関する申請・登録等手数料規定

※下線部：変更箇所

改正後	改正前																								
第1条～第8条（略）	第1条～第8条（略）																								
第9条 抗議料 競技会における抗議料は下表の通りとする。	第9条 抗議料 競技会における抗議料は下表の通りとする。																								
<table><tr><th>競 技 の 格 式</th><th>抗議料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10%））</th></tr><tr><td>制 限 付 以 下 の 場 合</td><td>30,000</td><td>（ 27,273＋ 2,727）</td></tr><tr><td>国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合</td><td>65,000</td><td>（ 59,091＋ 5,909）</td></tr><tr><td>国 際 競 技 の 場 合</td><td>120,000</td><td>（ 109,091＋ 10,909）</td></tr></table>	競 技 の 格 式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10%））	制 限 付 以 下 の 場 合	30,000	（ 27,273＋ 2,727）	国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合	65,000	（ 59,091＋ 5,909）	国 際 競 技 の 場 合	120,000	（ 109,091＋ 10,909）	<table><tr><th>競 技 の 格 式</th><th>抗議料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10%））</th></tr><tr><td>準 国 内 以 下 の 場 合</td><td>21,200</td><td>（ 19,273＋ 1,927）</td></tr><tr><td>国 内 競 技 の 場 合</td><td>53,300</td><td>（ 48,455＋ 4,845）</td></tr><tr><td>国 際 競 技 の 場 合</td><td>106,700</td><td>（ 97,000＋ 9,700）</td></tr></table>	競 技 の 格 式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10%））	準 国 内 以 下 の 場 合	21,200	（ 19,273＋ 1,927）	国 内 競 技 の 場 合	53,300	（ 48,455＋ 4,845）	国 際 競 技 の 場 合	106,700	（ 97,000＋ 9,700）
競 技 の 格 式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10%））																							
制 限 付 以 下 の 場 合	30,000	（ 27,273＋ 2,727）																							
国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合	65,000	（ 59,091＋ 5,909）																							
国 際 競 技 の 場 合	120,000	（ 109,091＋ 10,909）																							
競 技 の 格 式	抗議料（円）	（本体価格＋消費税（10%））																							
準 国 内 以 下 の 場 合	21,200	（ 19,273＋ 1,927）																							
国 内 競 技 の 場 合	53,300	（ 48,455＋ 4,845）																							
国 際 競 技 の 場 合	106,700	（ 97,000＋ 9,700）																							
第10条 控訴料 控訴料は次の通りとする。	第10条 控訴料 控訴料は次の通りとする。																								
1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴	1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴																								
<table><tr><th>競 技 の 格 式</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10%））</th></tr><tr><td>制 限 付 以 下 の 場 合</td><td>200,000</td><td>（ 181,818＋ 18,182）</td></tr><tr><td>国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合</td><td>350,000</td><td>（ 318,182＋ 31,818）</td></tr><tr><td>国 際 競 技 の 場 合</td><td>550,000</td><td>（ 500,000＋ 50,000）</td></tr></table>	競 技 の 格 式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））	制 限 付 以 下 の 場 合	200,000	（ 181,818＋ 18,182）	国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合	350,000	（ 318,182＋ 31,818）	国 際 競 技 の 場 合	550,000	（ 500,000＋ 50,000）	<table><tr><th>競 技 の 格 式</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10%））</th></tr><tr><td>制 限 付 以 下 の 場 合</td><td>106,700</td><td>（ 97,273＋ 9,700）</td></tr><tr><td>国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合</td><td>160,200</td><td>（ 145,636＋ 14,564）</td></tr><tr><td>国 際 競 技 の 場 合</td><td>266,900</td><td>（ 242,636＋ 24,264）</td></tr></table>	競 技 の 格 式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））	制 限 付 以 下 の 場 合	106,700	（ 97,273＋ 9,700）	国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合	160,200	（ 145,636＋ 14,564）	国 際 競 技 の 場 合	266,900	（ 242,636＋ 24,264）
競 技 の 格 式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））																							
制 限 付 以 下 の 場 合	200,000	（ 181,818＋ 18,182）																							
国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合	350,000	（ 318,182＋ 31,818）																							
国 際 競 技 の 場 合	550,000	（ 500,000＋ 50,000）																							
競 技 の 格 式	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））																							
制 限 付 以 下 の 場 合	106,700	（ 97,273＋ 9,700）																							
国 内 、 準 国 内 競 技 の 場 合	160,200	（ 145,636＋ 14,564）																							
国 際 競 技 の 場 合	266,900	（ 242,636＋ 24,264）																							
2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴	2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴																								
<table><tr><th>内 容</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10%））</th></tr><tr><td>モータースポーツ中央審査委員会への控訴</td><td>850,000</td><td>（ 772,727＋ 77,273）</td></tr></table>	内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））	モータースポーツ中央審査委員会への控訴	850,000	（ 772,727＋ 77,273）	<table><tr><th>内 容</th><th>控訴料（円）</th><th>（本体価格＋消費税（10%））</th></tr><tr><td>モータースポーツ中央審査委員会への控訴</td><td>534,000</td><td>（ 485,455＋ 48,545）</td></tr></table>	内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））	モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	（ 485,455＋ 48,545）												
内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））																							
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	850,000	（ 772,727＋ 77,273）																							
内 容	控訴料（円）	（本体価格＋消費税（10%））																							
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	（ 485,455＋ 48,545）																							
第11条～第15条（略）	第11条～第15条（略）																								
附則 第1条 施行日 本規定は、2022年11月1日より施行する。 注）第9条、第10条については、2027年1月1日より施行する。	附則 第1条 施行日 本規定は、2022年11月1日より施行する。																								
以上	以上																								